道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第二条関係）

案内標識

（略）

警戒標識

（略）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）			
大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	（310の２）	交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の普通自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止すること。	大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め	（310の３）	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止すること。	タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
（略）			

改正前

別表第一（第二条関係）

案内標識

（略）

警戒標識

（略）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）			
大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	（310の２）	交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の普通自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止すること。	大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
（略）			